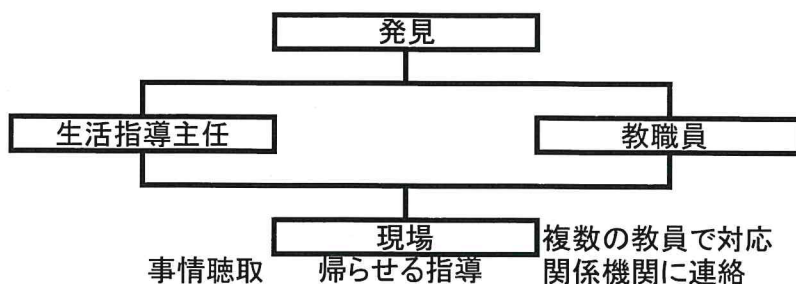


足立区立蒲原中学校 緊急指導体制

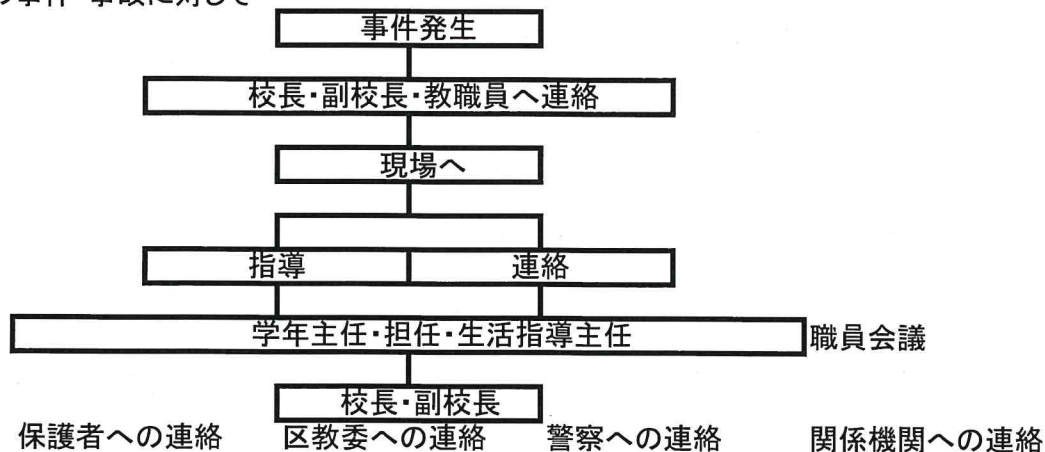
1、卒業生・他校生・不審者に対して

(1)授業中・放課後を問わず直ちに帰す。

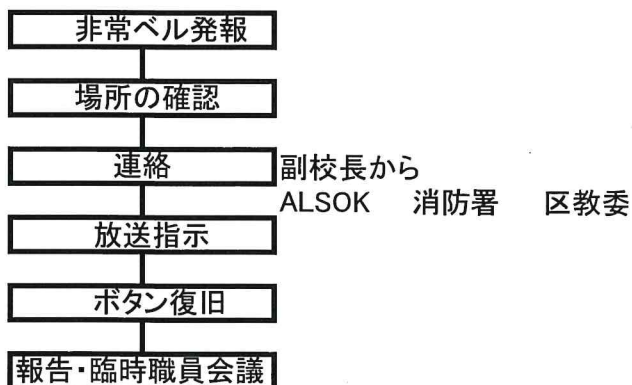
(2)指示に従わない場合や、学校近隣から離れない場合には、当該学校や警察に連絡する。



2、校内の事件・事故に対して



3、非常ベル発報に対して



*いたずらの場合は該当生徒に対して指導

ALSOK (3603)8478

消防署 (3628)0119

区教委 (3880)5111

綾瀬警察署・生活安全課

(3620)0110 内線2812

不審者への対応について

(1) 第一次対応 (不審者発見時の対応)



<発見者>

- 直ちに職員室 (もしくは近くの職員) に応援を依頼する
とともに、校長・副校長への連絡を依頼する。
 - 不審者へ対応 (現場近くの複数人で対応) する。不法侵入は即 110 番。
 - 氏名・学校名・用件等を聞き、速やかに引き取らせる。
 - 生徒の安全を確保 (避難・誘導・応急処置) する。
- *男性教員が対応、女性教員が生徒指導。不審者は原則、校内に入れない。

<近くの職員> 応援

※ 校長、副校長への連絡

- 他校性の場合は関係校に至急連絡し、生活指導主任
又は副校長に来校を要請する。
- 教員で対応できない場合は校長判断で 110 番通報。
(通報は原則的に校長・副校長・生活指導主任)
- 大きな声を出し、非常ベルを鳴らす
- 生徒の安全確保 (避難・誘導・応急処置)
- 防火扉等を利用し、不審者と生徒を遮断する

養護教諭

※負傷者があった
場合、応急手当、
医療機関に連絡付
き添い

職員室・事務室 連絡

- 侵入場所へ駆けつける (複数の職員)
- 非常通報装置を押す (学校 110 番)
- 非常放送 (生徒の避難・誘導指示)
- 現場の情報収集を行う

- ※養護教諭への連絡 ※医療機関への連絡
- ※警察への連絡 ※教育委員会への連絡

校長・副校長
在職員室教員
事務職員

連絡 指示

非常放送による指示

各教室の対応 (生徒の安全確保)

- 非常放送に従い、避難する。
- 場合によっては校外へ 2 次避難をする。
- 生徒の避難・誘導 (学級担任・教科担任)

教育委員会
・対応指示
・応援

※警察への通報

通常は、綾瀬 警察署に電話連絡を行う。状況により非常通報装置 (学校 110 番) を運用するが、運用に当たっては校長が判断する。

警
察

避難場所

体育館、
校庭、
その他
校長が指示
する場所

(2) 第2次対応 (事件直後の対応)

《緊急対策会議 (運営委員会)》

- 情報収集・状況の把握
- 協議・決定、伝達・指示

- 負傷者の確認・医療機関への搬送
- 生徒の安全管理・保護者への引き渡し、下校
- 警察との連絡 □ 教育委員会との連絡
- 保護者との連絡 □ マスコミへの対応

《救急措置》

- 応急処置
(発見者・養護教諭等)
- 医療機関への搬送、
連絡調整
(養護教諭)
- 負傷者の人数・氏名・
程度等の把握
(養護教諭)
- 負傷した生徒の
保護者への連絡・対応
(副校長、学級担任)

《生徒管理》

- 生徒の安全管理
- 避難・誘導
- 下校・集団下校・引渡
しの指揮
(生活指導主任)
- P T Aとの連絡
(副校長)
- 保護者への連絡
(各学級担任、
情報推進リーダー、
副校長)

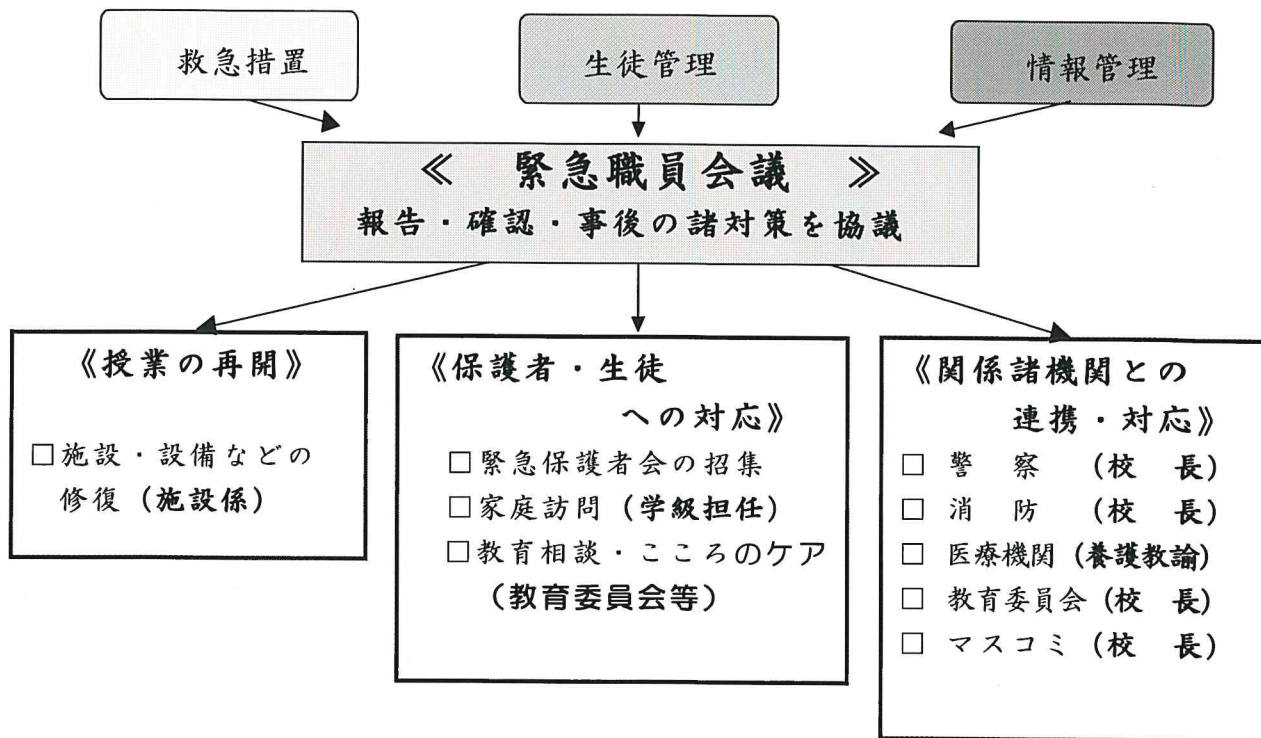
《情報管理》

- 情報収集・状況の
把握・伝達・記録
(教務主任)
- 警察・教育委員会・
マスコミへの対応
(校長)
- 保護者・地域への対応
(副校長)

※ 上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。

また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておくものとする。

(3) 第3次対応 (事件後の対応・措置)



(4) 生徒の避難誘導

1 教職員の誘導體制	
副校長 (又は主幹)	非常放送 (避難場所の指示)
各学級担任・授業担当者	生徒の誘導、安全確保
授業のない教員	校内残留生徒の確認・誘導
2 発見時間及び場所による避難誘導	
授業中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所 (危険場所) を避けた避難経路を確認し、直ちに生徒を安全な場所へ避難・誘導する。
休み時間	原則として、 <u>学級担任又は次の授業を受け持つ授業担当者</u> は、非常放送により事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、生徒の避難・誘導にあたる。